

町営住宅入居者を募集

町営住宅の入居者を募集しています。入居を希望される人は、申込期限内にお申し込みください。

住宅名	所在地	募集戸数	間取り	構造	家賃(月額)	共益費	敷金	入居条件	その他
定住促進住宅エロコムの丘C棟	鏡野町富西谷169-12	1戸	3LDK	木造2階建て	50,000円	無	家賃の3か月分	○鏡野町に居住又は永住を前提として家族で転入及び転入が確約できる人 ○鏡野町を愛し、町民の一人として地域に融和できる人 ○世帯主の年齢が40歳未満で、現在小学生以下の子供がいるか将来見込まれる人 ○年間所得が100万円以上ある人	定められた条件で20年間生活し、更に永住の意志がある場合は、入居された家屋及び土地は、そのまま無償譲渡されます。
ヴィラマセミ団地 11号室	鏡野町富東谷414-9	1戸	1DK	木造平屋長屋建て(単身者向け)	10,000円	700円	家賃の3か月分	○申請者又は同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。である場合には、入居することができません ○現に住宅に困窮していることが明らかな人 ○国税、地方税の滞納がない人 ○年間所得が100万円以上ある人	

申込期限	平成24年10月17日(水)
入居予定日	平成24年11月下旬の見込み
申込み・お問い合わせ先	鏡野町役場建設課 電話(0868)54-2689

後納制度(国民年金保険料の納期限の延長)が始まります

これまで、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、平成24年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる、後納制度が始まります。

過去10年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。

後納制度は、次に該当する方がご利用いただけます。

- ① 20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者期間に未納期間がある方
- ② 60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者の期間に未納期間がある方
- ③ 65歳以上の方で年金受給資格がなく任意加入中の方

※ただし、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度はご利用いただけません。

後納制度は事前申込みが必要ですが、審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。詳しくは、左記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

- ・ 国民年金保険料専用ダイヤル 電話：0570-011-050 ※050(一部)または070から始まる電話の場合は、03-6731-2015
- ・ 津山年金事務所 電話(0868)31-2363

★専用ダイヤル及び年金事務所の電話の受付時間

《12月29日から1月3日までは除きます》

月曜日(祝日を除く)	午前8時30分から午後7時まで
火曜日(祝日を除く)	午前8時30分から午後5時15分まで
毎月第2土曜日(祝日を除く)	午前9時30分から午後4時まで